

送り付け商法にご注意！

昨年 7 月に特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました。しかし、その後も同種の相談が寄せられていますので、十分にご注意ください。

相談事例 1

売買契約の申込みも締結もしていないのに、自分宛てに身に覚えのない商品が送付されてきました。代金を支払わなくてはならないのでしょうか。（当事者：60 歳代 男性）

相談事例 2

売買契約の申込みも締結もしていないのに、自分宛てに身に覚えのない商品が送付されてきて、その商品を処分したら、送り付けてきた事業者から代金を請求されました。この場合、支払いをしなければならないのでしょうか。（当事者：50 歳代 女性）

アドバイス

1 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

2 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、消費生活センターへご相談ください。

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター

☎ 0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 1 1 （内線 2 2 3 4）

月曜日から木曜日 （10時～15時）

消費者ホットライン

☎（市外局番なし） 1 8 8